

令和 8 年度事業計画

1 基本方針

令和 7 年版高齢社会白書によると、令和 6 年 1 0 月 1 日現在のわが国の高齢化率（総人口に占める 6 5 歳以上の人口の割合）は 2 9 . 3 % となっており、今後も上昇を続け、令和 1 2 年には 3 0 . 8 % になると予測されています。

また、山陽小野田市では、高齢化率が 3 5 . 1 %（令和 6 年 9 月末時点）で、全国平均を上回る状況が続いています。

このような中、高齢者の生きがいや居場所づくり、健康の保持・増進のため、ひいては地域社会の活性化のため、シルバー人材センターの重要性は増してきています。

しかしながら、高年齢者雇用安定法の改正による 6 5 歳までの雇用継続の義務化、7 0 歳までの就業機会確保の努力義務化などにより、新規入会者の年齢が高くなるとともに会員の平均年齢もあがっており、会員の確保・増強が極めて厳しく、地域のニーズに十分応えることができない状況にあります。

全国シルバー人材センター事業協会では、「新たな仲間づくり計画」として、令和 7 年度から令和 1 2 年度末までの 6 年間に於いて、会員数純増 1 0 万人超を目指すこととしました。

それに伴い、山陽小野田市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）においても、令和 7 年度から令和 1 2 年度末までの 6 年間で会員数増加目標値を 4 8 人増と設定し、会員拡大に取り組みます。

また、令和 6 年 1 1 月から施行されたフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）の趣旨を踏まえた新たな契約方法（包括契約）へ移行するとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化に加え、会員のデジタル技術の向上にさらに取り組みます。

以上のことを踏まえ、次に掲げる計画に取り組みます。

2 実施計画

(1) 会員の拡大

会員の拡大は、シルバー人材センター発展の根幹に関わるものであることから、新規会員の確保と退会者の抑制に努めます。

ア 入会説明会は、入会希望者のニーズに沿えるよう随時に開催していますが、今後も引き続き随時開催に努めるとともに説明内容の見直しを図ります。

山口県シルバー人材センター連合会（県連合会）が開催する高齢者、企業等退職予定者、企業等を対象としたシルバー事業の仕組みや活用のポイント等を紹介する説明会等にも積極的に協力します。

イ 入会希望者に対して、説明会から入会承認までの手続を適正かつ迅速に行うとともに、「Smile to Smile」を活用し、就業機会の早期提供に努めます。

また、入会手続の簡易化の促進のため、インターネットによる入会説明や入会手続の手法について検討します。

ウ 退会抑制のために、未就業会員への適時の連絡や就業相談等の会員フォローアップ体制の強化を図ります。

エ 新総合事業や福祉・家事援助サービス事業等に対応できるよう、セミナー等を開催し、就業スキルの向上や入会への誘導に努めます。

オ 女性会員の増加を図るため、女性限定や多くの女性の参加が見込まれるセミナー等の開催に努めます。

カ 入会促進のため、県連合会の「会員紹介報奨制度」に併せ、当センターの報奨制度の活用を引き続き図ります。

キ 入会促進や退会抑制を図るため、入会時期による不公平感が生じないための年会費の減額に加え、夫婦会員の減額について引き続き実施するとともに、今後も入会促進や退会抑制の取組について検討します。

ク 入会促進や退会抑制を図れるよう、会員が利用する場合に何らかの特典をいただける地域の協力店を募集し、会員、協力店ともにメリットのあるシルバーフレンドリーショップ制度導入を検討します。

(2) 就業機会の確保

就業機会の開拓は、会員の拡大と相まってシルバー人材センター事業伸長の根幹に関わるものであることから、既存の就業分野の維持・拡大や指定管理事業の引続きの受託はもとより、新総合事業、空き家管理等の取組を推進するとともに、就業機会の見込まれる新たな分野、成長が期待される分野の開拓・把握に努めます。

(3) 安全就業の徹底

安全就業は、シルバー事業遂行の基本であり、「安全はすべてに優先する」を念頭に置き、組織を上げて安全就業の一層の推進を図り、傷害事故や損害賠償事故の発生防止に努めます。

ア 会員自らが身体機能を把握・確認し、健康維持・管理に対する意識を高めるための機会や情報の提供に努めます。

イ 就業前後の安全点検の励行と事故発生時の対処についての指導に努めるとともに、実効性のある安全パトロールを実施します。

ウ 事故が発生した場合は、安全就業委員会等による原因の究明や対策を講じるとともに、会報を通じて会員と事故情報を共有し、安全意識の徹底と高揚を図ります。

エ 熱中症等の事故予防を図るため、会報や「Smile to Smile」などを活用し、注意喚起等の迅速な情報提供に努めます。

カ 就業先との往復における交通安全意識の高揚を図るため、警察署等関係機関の協力を得ながら交通事故予防に努めます。

(4) 適正就業の推進

公益法人として法令遵守の立場から「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った適正就業を図るため、適宜、受注業務の就業形態について検証に努めます。

(5) シルバー派遣事業の拡大

高齢化や労働力人口の減少による様々な業種における人手不足分野や保育・介護等の現役世代を支える分野において、その担い手としてシルバー派遣事業による高齢者の活躍が期待されており、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助」を活用したシルバー派遣事業に努めます。

また、派遣先における不合理な待遇格差がないことの検証に努めるとともに、不合理な待遇格差が認められる場合には、その解消について派遣先の協力を求めます。

(6) 研修・講習会

会員の就業スキル向上や会員・役職員の資質向上を図るための研修・講習会の開催と外部研修等への参加に努めます。特に、施設管理等で接客業務に携わる会員に対して救急救命講習を行います。

スマホを活用した業務連絡・就業報告や情報発信などデジタル化の推進に努めるとともに、会員や業務上のデジタル活用を図るためのスマホ教室やパソコン講座を開催します。

(7) 普及啓発活動

シルバー事業の意義を周知するとともに、高齢者の加入を促進するため、さまざまな普及啓発活動に努めます。

ア 普及啓発促進月間の「シルバーの日」（１０月第３土曜日）前後に各種ボランティア活動を実施するとともに、その活動情報を新聞社等の報道機関に提供します。

イ 屋外作業の従事者が着用するジャンパーやエプロンなどを整備し、貸与することでシルバー事業の周知に努めます。

ウ 市広報紙、広告など様々な方法によりシルバー事業の周知に努めます。

エ ホームページや会報を活用し、さまざまなシルバー事業の情報発信に努めます。

(8) 組織体制の強化

公益社団法人としてのガバナンス（公正な判断・運営がなされるよう監視・統制する仕組み）の強化及び法令遵守、健全な財政運営をより一層図るため、役職員の意識改革、職員の資質向上、事務局の効率的な運営に努めます。

また、近年、地震や風水害などの自然災害に加え、新型コロナウイルスの流行など、備えるべきリスクが多くなっています。それらによる非常事態が発生したときの事業継続のための行動計画等を検討します。